４　くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

⑴　（略）

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　（略）

②　漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

㋐　⑴②の漁業の種類のうち総トン数200トン以上の動力漁船により釣りによって行うもの及び総トン数150トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

㋑　⑴②の漁業種類のうち総トン数200トン未満の動力漁船により釣りによって行うもの

陸揚げした日から３日以内（陸揚げ前にくろまぐろ（大型魚）の採捕に係る暫定的な情報を水産庁長官に報告している場合にあっては、５日以内）（いずれの期限にも行政機関の休日は算入しない。）

イ　（略）

第６～第８　（略）

第９　その他資源管理に関する重要事項

１・２　（略）

３　法第26条第２項の規定に基づく特別管理特定水産資源について

くろまぐろ（大型魚）は法第26条第２項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

（別紙２－８　すけとうだら太平洋系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　256千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　（略）

３　禁漁水準値　85千トン（漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第４の２⑴において同じ。）

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年度（2036年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

⑴　１の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

４　くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

⑴　（略）

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　（略）

②　漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ　（略）

第６～第８　（略）

第９　その他資源管理に関する重要事項

１・２　（略）

（新設）

（別紙２－８　すけとうだら太平洋系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　228千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　（略）

３　禁漁水準値　60千トン（漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第４の２⑵において同じ。）

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までは、３⑴の漁獲可能量（17万トン）により管理を行うものとするが、資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。